



働くあなたと市内中小企業を元気に！

緊急雇用報奨金

おしごと未来応援金

のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で増加する失業者と人材不足に悩む事業者のマッチングを図るため、一定条件を満たした市内中小企業と採用された方に、6か月の継続雇用後に報奨金を支給します！

対象者

4月1日(木)～7月31日(土)の間に採用・雇用契約を開始し、以下の条件を満たす事業者および労働者

◆事業者の条件

- ①市内中小事業者(みなし大企業除く)
- ②公共職業安定所に求人を出し、市内在住者を採用
- ③採用した日から6か月継続して雇用
- ④雇用保険適用事業所であり、対象労働者が雇用保険の被保険者であること

◆労働者の条件

- ①公共職業安定所に求人を出した市内中小事業者から採用
- ②市内事業所で勤務
- ③申請時点で市内在住
- ④採用された日から6か月継続して雇用(雇用保険の被保険者のみ対象)

支給金額

事業者向け	労働者向け
正規社員：雇用1名につき10万円を支給 ※1事業者につき最大100万円まで	正規社員：5万円を支給 ※1回限り
非正規社員：雇用1名につき5万円を支給 ※1事業者につき最大50万円まで	非正規社員：2万円を支給 ※1回限り

◆正規社員の要件

- ①雇用の定めのない者であること
- ②一週間の所定労働時間が30時間以上の者であること
- ③健康保険、厚生年金保険法の被保険者となった届け出を行い、確認を受けた者

◆非正規社員の要件

- ①雇用期間の定めのない者、または雇用期間の定めのある者によっては契約更新の可能性がある雇用期間として採用されたこと
- ②1週間の所定労働時間が20時間以上の者であること

◆申請期間

令和3年10月1日(金)～令和4年2月28日(月)(当日の消印有効)まで

※予算の範囲を超えた場合は、申請受付期間内でも受付を終了する場合があります。

◆申請書類の提出先

郵送で申請をお願いします。 ※郵送費は申請者のご負担となります。予めご了承ください。

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1
茅ヶ崎市経済部雇用労働課 雇用労働担当
電話：0467-82-1111（平日8時30分から17時まで）

◆申請書等様式の入手方法

茅ヶ崎市ホームページから様式をダウンロードしてください。
ダウンロードができない方は、雇用労働課までお問合せください。

<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/sangyo/koyo/1042572.html>



「おしごと未来応援金」の採用から支給までの流れ

